

令和4年度事業計画

自 令和4年7月 1日

至 令和5年6月30日

基本方針

本年5月の福岡県土地家屋調査士会総会で、会長は土地家屋調査士法の一部を改正する法律が令和元年6月12日に公布され、令和2年8月1日から施行されていることを令和4年度の事業計画概要に謳われました。土地家屋調査士は「筆界を明らかにする業務の専門家」として、「目的」が「土地家屋調査士の使命」規程に改正されたことは皆様ご承知のとおりです。それに伴い、当公嘱協会は定款第4条の「目的」を改正する議案を本総会に提出いたしました。

さて、令和3年度、公益目的事業である「14条地図作成業務」は北九州市では落札できましたが、福岡市においては受注できませんでした。

令和4年度は、県業務推進委員会をはじめとする各区域の業務推進で事業収入を維持したいと考えています。

ところで、当協会は令和7年に創立40周年の節目を迎えます。そこで、令和3年度、「創立40周年記念事業」における特定費用準備資金を積み立てました。加えて、社員へトータルステーションの点検費を支援することができました。しかし、令和元年度、2年度と2年続けての黒字決算になり、令和3年度の事業収入は8億円を超え、令和3年度においては、剰余金の解消までには至っておりません。令和4年度は、公益法人として剰余金を解消し、安定した財務状況を創ります。

当協会は、土地家屋調査士法の改正を機に、「所有者不明土地問題」の抜本的な解決が図られ推進されるために、若い有能な社員を育成し業務の拡大を図ってまいります。また、公益目的事業について、引き続き国民の要望に応えられる事業を研究し社員及び官公署を対象とした研修会を実施し社会貢献に努めます。

以上の基本方針を踏まえた今年度の事業計画の詳細は以下の通りです。

令和4年度重点施策

- 1 デジタル化社会への対応とサイバーセキュリティ対策の両立
- 2 協会組織の適正かつ円滑な運営の確保
- 3 研修会等を通じての社員の意識向上及び官公署への協会業務の普及啓発
- 4 県及び市町村への災害支援事業の推進
- 5 財務の安定を目指した方策の研究及び実施
- 6 新たな特定費用準備資金についての研究
- 7 業務管理システムの状況報告記載内容の充実を周知徹底
- 8 積極的な業務推進

各部会における具体的活動

1 総務部

(1) デジタル化社会への対応

ア 日々進化し巧妙化するマルウェアの最新情報を積極的に収集し、万全のセキュリティ対策を講じる。

イ Web会議システムを活用して、オンラインによる会議やセミナーを開催すると共に、質の向上を目指す。

(2) 関係団体主催研修会への参加

ア 必要に応じて研修会に参加して、スキルアップを図る。

(3) 業務管理システムの保守・管理・研究

ア 適切に更新作業を行い、不具合が発生した場合は速やかに対応する。

(4) ホームページの保守・管理及び利活用

ア 最新の情報に随時更新を行う。他のホームページも参考にして、改善すべき点があれば、対応を検討する。

(5) インターネットを用いた情報管理及び利活用の研究

ア ビジネスツールの調査を行い、安全性に配慮しながら、具体的な活用方法について研究する。

(6) 受託業務実績の社員への配布

ア 定時社員総会の際に配布する。

(7) 協会事務局・地区事務所の運営管理

ア 情報を共有し、適切かつ円滑な協会運営ができるように努める。

イ 労働基準法ほか各種法令等に基づき、働きやすい職場環境づくりに取り組む。

(8) 諸規則の検討・見直し

ア 諸規則の内容を確認し、法改正や社会情勢の変化による見直しが必要であるか検討する。

(9) 組織改編の研究

ア 協会の現状を正しく十分に把握したうえで、協会運営の合理化のために必要があれば、適宜検討する。

(10) 新入社員研修会の企画・運営

ア 公益社団法人の社員としての自覚を持ち、組織の一員としての業務処理ができるように、新入社員研修会を実施する。

(11) 適正委員会

ア 収集したリスク情報を分析調査して、リスク発生防止に努める。

イ 緊急事態が発生した場合は、諸規則に基づき適切に対応する。

ウ 重大事故を防ぐため、ヒヤリハット集を活用した意見交換会を行い、更なる内容の充実を図る。

エ コンプライアンスを徹底するために必要な方策について検討する。

オ 公益法人の社員としての自覚を深めるために公益法人意識向上シートを練り上げ活用する。

カ 内部通報制度について理解を深め、具体的な対応方法の検討を行う。

2 業務部

(1) 公共嘱託登記に係る受託業務

ア 官公署等からの依頼を受けて、不動産登記に係る土地又は家屋に関する調査、測量等を行うとともに、嘱託登記を代理する。

(2) 地図作成の促進等に係る受託事業

ア 地籍調査事業等に係る調査・測量等に携わる。

イ 不動産登記法第14条地図作成事業等に携わる。

(3) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業

ア 不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な処理に寄与する為、官公署及び一般市民に対する協会業務の啓発活動を行う。

(4) 地図混乱地区・未登記道路等の情報提供事業

ア 地図混乱地区・未登記道路等の情報を官公署等へ提供する。

(5) 災害支援事業による地域支援

ア 県及び市町村への災害支援事業の推進を図る。

イ 防災、災害支援に関する自主研修会開催の検討を行う。

(平常時の防災から災害時の支援について資格者として自ら研鑽し、社会貢献を考える。)

(6) 業務処理

ア 報酬額運用基準の研究を行う。

イ 成果品及び納品報告要領の研究を行う。

ウ 業務処理における事故対応の検討を行う。

(7) 成果品管理

ア 成果品管理の研究を行う。

(8) 地区の業務推進委員・成果品管理委員の指導

(9) 研修

ア 研修制度の研究及び研修事業の企画運営並びに協会の普及啓発を行う。

イ 公益目的事業の企画・運営・研究を行う。

(10) 必要に応じた委員会の設置

3 経理部

(1) 公益法人会計基準に基づく適正・迅速な事務処理

(2) 予算の効率的な執行、財務安定運営のための方策及び次年度予算の検討

(3) 会計事務に関する規則・規程の検討

4 業務管理委員会

(1) 業務管理に関する諸規定の検討

ア 運営の適正な合理化を検討し、改正案を提案する。

(2) 地区業務管理委員会への助言及び指導

ア 各地区との合同会議を開催する。

イ 従たる事務所業務管理規程第2条各号の運用を徹底する。

ウ 工程管理者の選任方法及び工程管理報告の徹底を行う。

(3) 業務管理システムにかかる運営方法の検討

ア 状況報告記載内容の充実を周知徹底する。

イ 年度内業務について管理を徹底する。

(4) 社員の資質向上のための対応

ア 公益法人社員として責務の重要性を協会内に浸透させるための方策を関連部署と協力し、提案する。

5 県業務推進委員会

(1) 官公署への業務推進

ア 業務推進をより一層行なうため、業務部と連携しながら、官公署への業務推進を行なう。特に、まだ発注のない官公署に対しての業務推進を強化し、新たな発注先の官公署の開拓を図る。

(2) 業務推進のためのWebマーケティングの強化

ア 多くの官公署等に、協会を知ってもらうため、動画やホームページを生かしたWebマーケティングを駆使して、業務推進を支援する。

(3) 官公署への業務推進の一環として、WebGISの導入の検討を行う。